

第4章 おわりに

第1節 基礎研究会の総括

1-1 見直し作業の経緯

普通課程における職業訓練基準の分野別見直しについて基礎研究会を開催し調査及び検討を行った。今回の基準見直し分野は平成18年度以降、3回目となるものであるが、改めて見直すことで新たに気付く見直し箇所も多かった。今回の見直し対象科は4分野18系44科である。その中には、実施科がない又は1科～2科しかない科も多い。そのため、これまでほとんど見直しを行っていない科もある。そこで、こうした科については出来る限りヒアリング調査を実施するなどして見直すこととした。特に宮城県立白石高等技術専門校の電気通信科や愛媛県立今治高等技術専門校の織機調整科は、20年以上見直しされてこなかった。そのため、昨年度の印刷・製本系に次ぐ大幅な見直しを行った。

ヒアリング調査では、アンケート結果とは一味違う率直な意見・要望や訓練の現状について聴取することができた。陶磁器製造科や竹工芸科、木型科のように普段知る機会が少ない希少科については貴重なヒアリングとなった。こうした訓練科については、事務局が中心となってヒアリングを行った。基礎研究会の委員については、認定校から2名、都道府県の指導員8名、職業大教員4名に4分野をお願いした。基礎研究会で取りまとめた見直し案については訓練基準の改正に資する参考資料として厚生労働省に提出した。

1-2 訓練基準の運用と課題

別表第二は、普通課程が実施すべき最低限の教科と大きくくりな時間数及び代表的な設備、訓練の対象となる技能・知識の範囲等を定め、これを普通課程の訓練基準としている。この訓練基準の根拠となるものが教科、設備及び技能照査の各細目である。教科の細目では教科の標準的な内容と時間数を、設備の細目では具体的な設備の名称と台数を、技能照査の細目では照査の範囲等を詳細に示している。各能開施設では、この教科、設備、技能照査の各細目を参考にしてカリキュラムを作成し訓練を実施している。基盤整備センターのホームページでは、教科の細目にもとづく「モデル（標準）カリキュラム」を掲載している。一方、各能開施設で実施しているカリキュラムを公開していくことも重要と考え、昨年同様に3-2「訓練科の紹介」、4-1「ヒアリング調査の実施」の中で好事例として紹介したので、是非参考にさせていただきたい。いずれにしても、別表第二の訓練基準を改正するにあたっては、教科、設備、技能照査の各細目に関連する十分な調査と議論が重要である。また、訓練基準の見直しに係るアンケートの中で、「認定教科書や技能照査の標準問題集が改訂されていない。」「技能検定の課題を見直して欲しい。」等の要望も多く寄せられた。これらについては以下の(1)、(2)、(3)で述べることとする。

(1) 技能照査について

多くの訓練施設では、訓練基準をベースに地域ニーズを取り入れた普通課程を実施している。普通課程を実施するメリットの一つとして技能照査に合格（技能士補）すると技能検定試験の学科が免除される点が多い。特に認定校では、技能照査→技能検定2級→技能検定1級→職業訓練指導員免許取得を生涯の大きな目標としている場合が多い。一方、技能照査は「技能検定の学科免除のために実施する。」と思われている部分もある。しかし、技能照査は以下に示す職業能力開発促進法第21条及び同法施行規則第9条に規定されているように「教科の科目について習得すべき技能または知識の水準に達しているか否か」を判定するものであり、技能検定の学科免除が目的ではない。また、すべての訓練科に対応した技能検定職種があるわけではない。

○職業能力開発促進法 第21条

(技能照査)

公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練（長期間の訓練課程のものに限る。）を受ける者に対して、技能及びこれに関する知識の照査（以下この条において「技能照査」という。）を行わなければならない。

2 技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる。

3 技能照査の基準その他技能照査の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○職業能力開発促進法施行規則 第29条

(技能照査の基準)

技能照査は、普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練を受ける者に対して、それぞれの訓練課程の職業訓練において習得すべき技能及びこれに関する知識を有するかどうかを判定するため、教科の各科目について行うものとする。

参考までに実施要領（平成10年度局長通達）を示す。

○対象者（抜粋）

対象者は、普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練を受けている者であって、訓練終了時まで、訓練を行うものが定める当該訓練の教科ごとの訓練時間の80%以上を受講できる見込みがあり、かつ、当該訓練の総時間の80%以上を受講できる見込みがある者であること。

○照査の範囲（抜粋）

「技能照査の基準の細目」に掲げられた全項目にわたり、各項目に示された技能又は知識の水準に達しているか否かを判定しうる内容のものとする。ただし、実技試験については実施しなくてもやむを得ないが、この場合にもできる限り多くの項目を包含するよう配慮するものとする。

(2) 技能検定について

技能照査の目的は、1-2-(1)で述べたように習得すべき技能または知識の水準に達しているか否かを判定するものであるが、技能照査に合格すれば当該技能検定の学科試験が免除されるメリットもある。しかし、すべての訓練科に対応した検定職種があるわけではない。情報処理系等にはもともと検定職種がない。また、かつては実施されていた検定職種も受検者数の減少等により廃止される場合が増えている。現在、128の技能検定職種がある。表4-2は、今年度の見直し対象訓練科及び技能照査に合格することで技能検定の学科が免除される検定職種である。

表4-2 訓練科に対応した技能検定職種（今年度の見直し対象分野）

訓練系	ファイル 番号	科 No..	訓練科名	学科が免除される技能検定職種
電気・電子系	6-1	17	製造設備科	電子機器組立
	6-2	18	電気通信設備科	—
	6-3	19	電子機器科	電子回路接続、電子機器組立て、自動販売機調整
	6-4	20	電気機器科	電気器組立て、自動販売機調整
	6-5	21	コンピュータ制御科	—
	6-6	22	電気製図科	電気製図
電力系	7-1	23	発電電科	—
	7-2	24	送配電科	—
	7-3	25	電気工事科	電気機器組立て
	7-4	26	電気設備科	—
	7-5	27	電気設備管理科	—
通信系	44-1	119	電気通信科	電子回路接続、電子機器組立て
製織系	17-1	46	織布科	—
	17-2	47	織機調整科	—
染色系	18-1	48	染色科	染色
アパレル系	19-1	49	ニット科	ニット製品製造
	19-2	50	洋裁科	婦人子供服製造
	19-3	51	洋服科	紳士服製造
	19-4	52	縫製科	布はく縫製
裁縫系	20-1	53	和裁科	和裁
	20-2	54	寝具科	寝具製作
帆布製品系	21-1	55	帆布製品製造科	帆布製品製造
木材加工系	22-1	56	木型科	木型製作
	22-2	57	木工科	家具製作、建具製作、機械木工
	22-3	58	工業包装科	工業包装
紙加工系	23-1	59	紙器製造科	—
プラスチック系	25-1	63	プラスチック製品成形科	プラスチック製造
レザー加工系	26-1	64	靴製造科	—
	26-2	65	鞆製造科	—
ガラス加工系	27-1	66	ガラス製品製造科	ガラス施工
窯業製品系	28-1	67	ほうろろ製品製造科	—
	28-2	68	陶磁器製造科	陶磁器製造
石材系	29-1	69	石材加工科	石材施工

工芸系	40-1	107	木材工芸科	—
	40-2	108	竹工芸科	— 竹工芸(h23廃止)
	40-3	109	漆器科	— 漆器製造(h22廃止)
	40-4	110	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
	40-5	111	印章彫刻科	印章彫刻
第一種情報処理系	55-1	139	OAシステム科	—
	55-2	140	ソフトウェア管理科	—
	55-3	141	データベース管理科	—
第二種情報処理系	56-1	142	プログラム設計科	—
	56-2	143	システム設計科	—
	56-3	144	データベース設計科	—

■ : 設置科なし — : 免除される職種なし

表4-3は今年度の見直し対象科に関連する検定職種の過去6年間の平均受検者数である。受検者数が100人に満たない職種も多い。また、プラスチック製品成形科は設置されていないもののプラスチック成形職種の受検者数は多い。

表4-3 対象科に関連した検定職種の受検（申請）者数

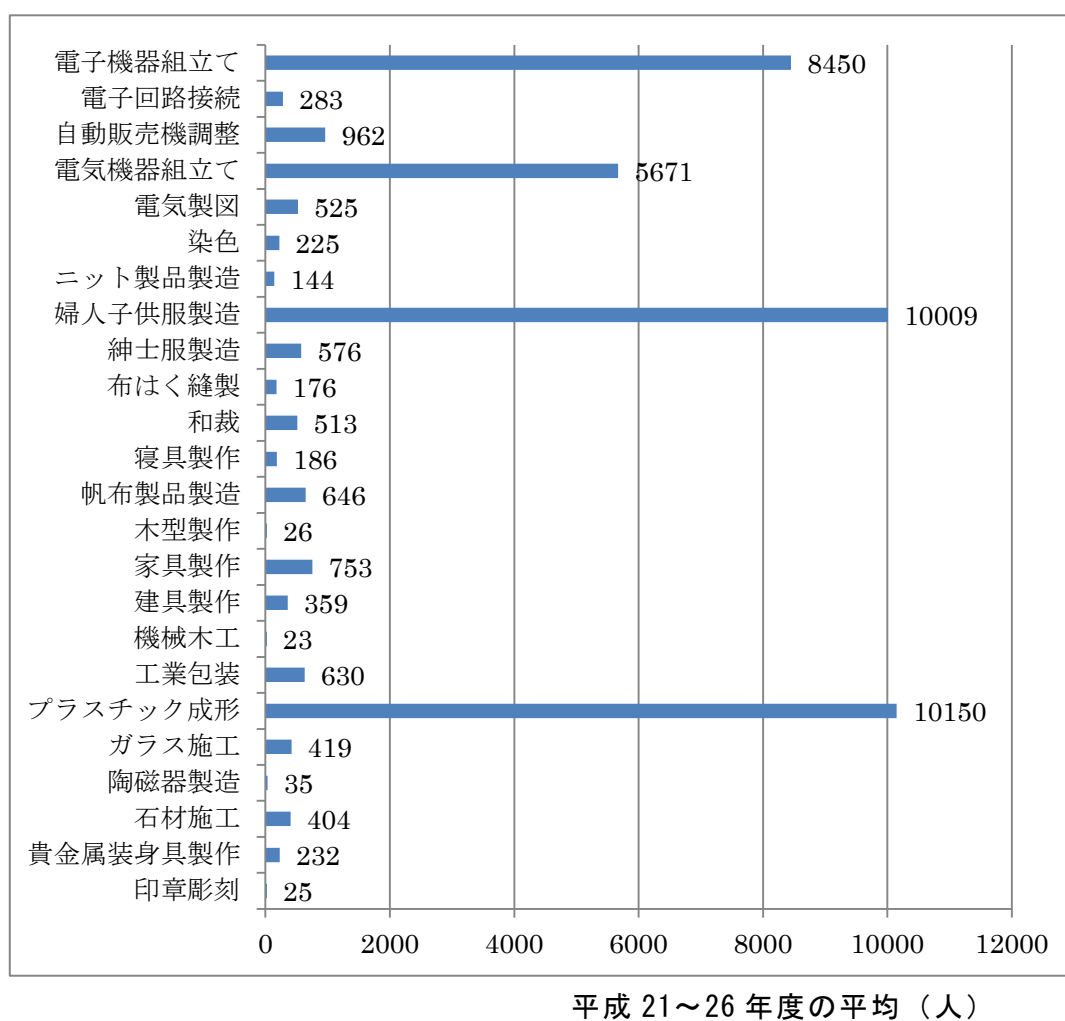
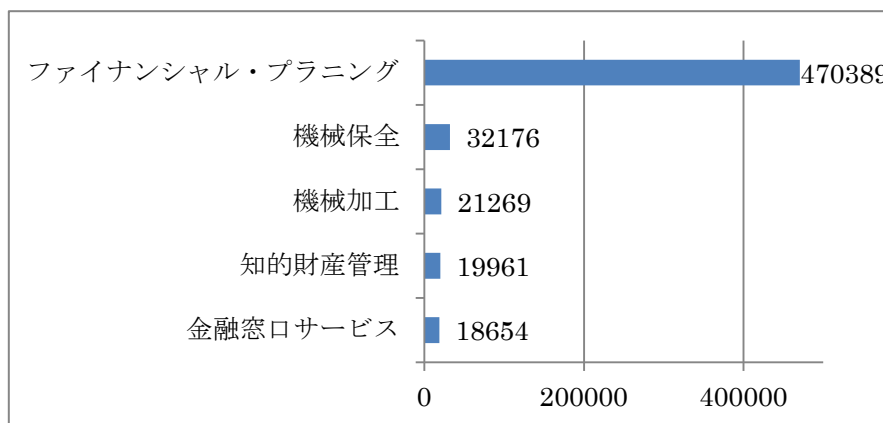


表 4-4 は、全検定職種のうち受検者数が多い5職種である。機械保全と機械加工を除く3職種は、指定試験機関（民間機関）において実施されている職種である。ファイナンシャル・プランニングが圧倒的に多い。いずれかの検定職種に合格した者は、技能士と称することができる。

表 4-4 受検者数の多い上位5職種



平成 21～26 年度の平均（人）

厚生労働省としては、年間平均受検者数が一定の基準に満たない職種については、関係団体や国民からの意見等を集約し社会的便益の評価を行った上で、統廃合等を含めた方向性を議論していく一方、技能検定に準じた社内検定認定制度（表 4-5 参照）を設け推奨もしている。現在、46事業主等125職種が認定されている。今治市の四国タオル工業組合では、関連する技能検定が廃止されたため、それに代わる社内検定制度として「タオル製造」を実施している。その他、企業、団体における技能水準の向上や統一に寄与することを目的に「部品管理」、「製品管理」、「冷暖房機取付」、「鮮魚販売加工」、「着物着付指導」、「トイレ診断」、「車両組組立て」、「トランスミッション組立て」等の社内検定が認定されている。

表 4-5 社内検定認定制度

- ・労働者の職業能力の向上及び合格者に対する社会的評価の向上に資すること等を目的とし、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度である。
- ・ただし、技能検定と競合する職種、英語検定等一般教養を対象として実施される職種、その他人事管理のために選別することのみを目的として実施される検定については除外する。

(3) 職業訓練用教科書等について

職業訓練で使用する教科書のうち厚生労働省が管轄する「職業訓練用認定教科書制度」によって認定された教科書を認定教科書という。文部科学省の「教科書制度」では、検定済みの教科書を必ず使用しなければならないが、「職業訓練認定教科書制度」は努力義務である。すなわち、職業能力開発促進法では「公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練においては、厚生労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するように努めなければならない。」としている。「努めなければならない。」とは、多数の職種への対応、急速な技術革新への対応等には、広く世に流通している専門書等図書の利用を推し進める必要があるといえる。いわゆる弾力運用の結果である。例えば、情報系の教科書等は日々発売される新刊図書が活用されている。

基盤整備センターが著作権を持つ認定教科書は廃版になったものを含めこれまで118冊が出版されている。その内訳を表4-5に示す。基盤整備センターでは、これらの認定教科書について改訂等のメンテナンスを行っている。具体的には、過去に発行した教科書で、発行部数が多いものを対象に年4冊ずつ見直しを行って改訂版を発行している。しかし、発売部数が極端に少ない教科書等については、見直しの優先度が低くなっている。アンケートやヒアリングを実施すると「認定教科書の内容が古く、改訂してほしい。」との要望が多く寄せられる。しかし、訓練基準の見直しが4年に一回行われるのに対し、認定教科書の改訂は年に4冊と少なく10～15年サイクルの見直しとなっている。そのため、教科の訓練基準（細目）が大幅に変更となった場合は、現場において配付プリント等で対応する必要に迫られている。

認定教科書の改訂は、訓練で使われるだけでなく技能照査や職業訓練指導員試験の試験問題を作成する際にも関連してくる。理想的には訓練基準の改正に連動して認定教科書の改訂等が行われるべきであるが表4-6に示すように追いついていないのが現状である。今後も販売数と改訂希望が多い認定教科書を優先に改訂していくことになる。一方、改訂を待つのではなく、団体等が独自に教科書を作成し認定を受ける取組も必要となる。

なお、認定教科書の改訂にあたっては、基盤整備センターが厚生労働省に改訂に係る申請とそれに基づいた改訂作業を行い、出版委託先から改訂版を発売することとしている。著作権等は基盤整備センターに帰属する。

表4-5 教科書の改訂

区 分	冊 数
改定対象	47冊
改定待ち	40冊
廃版対象	31冊
合計	118冊

表 4 - 6 認定教科書の改定状況 (H 2 1 ~ 2 7)

年度	教科書名	出版社	改定承認日
H21	建築概論	(一財)職業訓練教材研究会	H23.8
	建築塗装法	(一社)雇用問題研究会	H22.2
	電子測定法および試験法	(一社)雇用問題研究会	
	デザイン概論	(一社)雇用問題研究会	
H22	建築生産概論	(一財)職業訓練教材研究会	H23.2
	製図の基礎	(一財)職業訓練教材研究会	
	機械測定法	(一社)雇用問題研究会	
	材料力学	(一社)雇用問題研究会	
H23	送配電及び配線設計	(一社)雇用問題研究会	H24.2
	電気工事	(一社)雇用問題研究会	
	電気関係法規	(一社)雇用問題研究会	
	溶接法 (旧 溶接 I)	㈱旺文社	
H24	電気工学概論	(一社)雇用問題研究会	H26.1
	電気工事実技教科書	(一社)雇用問題研究会	
	建築Ⅳ	(一財)職業訓練教材研究会	
	板金工作法及びプレス加工法	(一財)職業訓練教材研究会	
H25	建築Ⅲ	㈱旺文社	H26.12
	建築Ⅴ	㈱旺文社	
	機械製図[基礎編]	㈱旺文社	
	機械製図[応用編]	㈱旺文社	
H27 改 訂 中	機械工学概論	(一社)雇用問題研究会	H28
	機械材料	(一社)雇用問題研究会	(予定)
	電気製図	(一社)雇用問題研究会	H28
	電気理論	(一社)雇用問題研究会	(予定)

H 2 6 については、都合により改訂作業を行っていない。

1-3 まとめ

別表第二（訓練基準）に基づく教科、設備、技能照査の各細目について調査研究を行い修正等が必要と思われる個所について見直し提案を行った。4年に1回の調査であるが、現場の声を少なからず訓練基準の改正に反映できたのではないかと考える。販売部数が少ない認定教科書や受検者が少ない技能検定等については、関係団体と協議するとともに費用対効果の観点も踏まえた取組みが必要である。

別表第二に記載されている教科の項目は、教科名と学科・実技ごとの大きくくりな訓練時間数であるが必ず実施しなければならない最低限の基準である。これは総訓練時間の約6割に相当する。残り4割の中で時間数の増減や地域ニーズに沿った新たな教科を取り入れることができる。

別表第二の教科ごとの標準的な内容や時間数を表したものが「訓練基準の教科の細目」である。別表第二の訓練基準を改正する際の根拠となるものである。「教科の細目」は「技能照査の細目」に反映されるため相互に見直す必要がある。

一方、別表第二の設備には「建物その他の工作物」、「機械」、「その他」と代表的な実習場や機械・装置しか示されていない。これを詳細に表したものが「設備の細目」である。設備の細目は、標準として示したものはあるが補助金の算定等で使われる。このため見直し等に関する要望も多い。例えば、指導員用のパーソナルコンピュータ等を訓練生用の機械に追加してほしいとの要望がある。設備の細目は基本的には訓練生が使用する機械を表記しているので訓練生用30台＋指導員用1台のような表記はできない。教室や実習場以外の視聴覚設備や図書室等も同様である。表4-7の職業能力開発関係法・通達集（Ⅲ）では、これらを「その他の設備」としている。

表4-7 普通課程の普通職業訓練における設備の細目

<p>第1 <u>訓練科ごとの設備</u></p> <p>2 <u>別表の設備の細目の欄のうち名称欄に掲げる製図室、測定実習場、試験機類については、公共職業能力開発施設においてこれらを必要とする訓練科が2以上ある場合は、それぞれの訓練科において訓練の実施に支障がない限り、共通のものとして設置することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>別表の設備の細目の欄にパーソナルコンピュータ等のME機器を掲げていない訓練科については、選択によって実施する訓練科目等に応じて必要とするME機器を整備することができるものとする。</u></p> <p>第2 <u>その他の設備</u></p> <p><u>公共職業能力開発施設には、他の訓練課程と共通のものとして、視聴覚設備、保険設備、相談室、学生ホール、図書室、又は運動場等を設けることができるものとする。</u></p>

指導員用のパーソナルコンピュータについても「その他の設備」等として解釈することができるが必ずしも統一されていない。プロジェクター等のプレゼンテーション機器については、できる限り訓練科の要望も勘案しながら訓練用機器として設備の細目に追加してきた。このように明確な規定がない指導員用機械やプレゼンテーション機器については模型等と同様に教示用として教材類の中に入れてはどうかとの意見もある。パーソナルコンピュータとプリンタは、かつては単独で同数必要とされていたが、ネットワークの普及によりプリンタは共用で教室に1台もしくは2台あれば間に合う。また、CADが普及した現在、A0番の製図器が必要かどうかについても整理が必要と考える。

今回の見直しでは系を超えた用語の統一や誤字・脱字等についてもチェックしたが見れば見るほど気になる個所も残されている。例えば「取り扱い」や「組み立て」等の場合、送り仮名を省略して「取扱い」、「取扱」あるいは「組立て」、「組立」としても使用できるが訓練基準の関係では「取扱い」、「組立て」に統一することとした。ただし、「組立実習」のような場合は送り仮名を付けないこととした。外来語をカタカナ表記する場合は、「コンピューター」、「モーター」のように3音以上であれば原則として「コンピュータ」、「モータ」とし、「ボデー」や「カバー」等の場合はそのままとした。

技能照査の細目で程度を表す“知っている”、“よく知っている”あるいは“できる”、“よくできる”といった表現が使われている。この使い分けについては、14ページ「(3) 技能照査の細目」にまとめた。しかし、“〇〇ができる”といった表現をより明確にするため“基本的な〇〇ができる”とした表現にしてはどうかといった提案も行った。

いずれにしても、分野、系を超えて表現や表記をどこまで統一できるか、検討する必要がある。

また、144科のうち約3割の科は設置されていない。他の法令等との関係もあり科の統廃合はすぐには難しいが訓練基準がある限り見直さなければならない。

1-4 謝辞

今年度は4回にわたる基礎研究会及び11施設のヒアリング調査をとおして多くの方々から基準の見直しに係る要望や意見をはじめ訓練の実施状況等についてお聞きすることができた。特に稀少科を実施している認定校の方々からは職業訓練とりわけ技能照査や技能検定等にかかる熱い意気込みを伺うことができた。ヒアリング調査にご協力いただいた都道府県の能開校及び認定校の関係者の方々に感謝申し上げます。また、アンケートやヒアリング調査及び写真提供等でご協力いただいた各職業訓練施設及び各都道府県の職業能力開発主管課に厚く御礼申し上げます。

最後に、4回にわたる基礎研究会への出席のほかヒアリング調査にも参加していた委員の方々に感謝するとともに委員が所属する所属施設の関係者に御礼申し上げます。委員の方には多大なご負担をおかけしたにもかかわらず、「良い経験になった」、「勉強になった」等の感想をいただいた。現場の意見を国の訓練基準に反映させる使命と責任を感じられたのではないかと考える。

なお、訓練基準の見直しに携わった基礎研究会の委員からいただいた感想を以下に紹介する。

<H27委員の感想>

- 今回、初めての経験をさせていただいた。議論に入る前は知らないことも多かったが非常に勉強になった。せつかくのいい機会なので、今後、職場に戻ってもこれをきっかけに教育訓練の精度を上げていきたい。この経験を生かして指導したい。
- 平成23年度にも委員をやらせていただいた。2回目となる今回、つくづく思ったことは、将来を見据えて基準の設定をするというのは、やはりなかなか難しい。時代の変化を見通せないこともある。今回の見直し作業に参加させていただいた経験を指導現場に生かしたい。こうした機会をいただき大変ありがとうございました。
- 今回、こういう会議があることを初めて知った。他の訓練校の皆さんといろいろお話ができて自分なりに非常に勉強になった。いい機会だったと思う。また、我が社の訓練施設も見学していただき、いろいろな意見・感想もいただいた。基礎研究会への出席は非常に有意義な機会だった。ありがとうございました。
- 基準の見直しの委員は初めてである。どんな分野においても技術は日進月歩で変化している。それを訓練にどう反映していくか、非常に難しいということを改めて実感した。また、全国の訓練施設からのアンケートは、個別的なものもあったが全体の状況を知るという意味では非常に勉強になった。難しいことではあるが定期的に見直ししていくことは非常に重要ではないか。ここでいろいろ経験させていただいたことを役立てていきたい。
- 今回初めて参加させていただいた。いろいろと勉強になることが多くあった。特に、これまで同じ分野・系の他科と横並びで見るということはあまり経験がなかった。自分が担当するコースについて見識を深めることにもなった。見学等々含めて非常によい経験をさせていただいた。ありがとうございました。
- 貴重な体験をさせていただいた。県以外の方々とも交流できた。職場や県の協力のおかげで通常業務を離れて出席できた。感謝したい。用語や漢字の使い方については非常に苦労した。ずっと変わらない言葉や漢字もあれば、時代とともに変わってくる言葉や漢字もある。その辺を区別したいと思った。ありがとうございました。

- 初めて貴重な経験をさせていただいた。普段は、なかなか科目について話ができないが、ここで他の先生たちと意見交換ができ非常に有意義であった。参考になった。メーカーがつくってない機械をどうする等、難しい面もあった。得られた経験を活用して訓練に生かしていきたい。
- 今回、基礎研究会に初めて参加させていただいた。仕事をしている中で感じていることを、言わせてもらった。今回は調整がつかなかったが、次回参加する際にはヒアリングにも行きたいと思う。ありがとうございました。
- 25年間指導員をやっているが、初めて基準を見直したなと思っている。B型訓練の担当が長かったため基準を意識した訓練は余りしてこなかった。この機会に基準を見直せたのは、今後の指導員生活を送る上で非常に得るものがあった。原理原則に基づいたいい訓練をしていきたい。今回の見直しで現場が1つでも、2つでも、回しやすい基準になればよいと思う。ありがとうございました。
- 技術革新が早い部分は、絶えず見直していかないと時代遅れで陳腐化する。見直しのスパンを短くしないと現実とかけ離れた状態になる。電気・電子の分野で言えば、昔から変わらない普遍的な原理と、その応用分野がある。ここは基礎部分、ここは先端応用部分というような形で応用部分は絶えず見直す必要がある。
- 見直しに関する研究会は3回目の参加である。非常にスムーズに作業が進みこれまでの中で一番納得した見直しだったと思っている。ありがとうございました。
- 木でものをつくる上で一番重要なのが木の乾燥である。乾燥実習は重要だが、時代の流れとして木を乾燥させる実習は減らさざるを得ない。20h→10hとした。何よりも木材加工の訓練施設を残していく努力をしないといけない。ありがとうございました。
- 情報系は、技術革新が速いということで2年に1回見直しすることとなっている。実際問題として、職業訓練で教えることは基本的な部分が多く、新しいことが出てきたからといってころころ変えるものではない。それよりも、用語の表現がわかりにくく微妙に誤解される個所があり見直した。ヒアリングに行きたかったが日程の都合つかなくていけなかった。お世話になりありがとうございました。